

八王子市立高尾山学園体験講師実施要綱

平成16年4月1日 施行
平成22年4月1日 改正
八王子市教育委員会

(目的・性格)

第一条 八王子市立高尾山学園（以下「高尾山学園」）体験講師は、高尾山学園体験教室及び高尾山学園の特色である体験学習（講座）において体験指導を行う。この体験学習（講座）は教員、講師等による指導の他、様々な分野の特殊技能や能力、経験を持つものを活用して、不登校児童・生徒の興味・関心に対応した内容を充実させるものである。

(登録申請及び、派遣依頼)

第二条 高尾山学園体験講師は、大学教授または、准教授である者を「特別体験講師」とし、その他の者を「一般体験講師」と区分する。

2 高尾山学園体験教室及び高尾山学園は、体験講師希望者に面接等を行うとともに、以下の要件を満たす者の中から、適切と判断される者をもって、教育委員会に登録申請を行う。

- ① 高尾山学園体験教室及び高尾山学園の体験学習（講座）に適した技能、技術、経験を持つ者。
- ② 不登校児童・生徒の気持ちを理解し、高尾山学園体験講師としての自覚を持って取り組む者。

3 体験講師希望者の登録申請及び派遣依頼は「高尾山学園体験講師登録申請書兼派遣依頼書」（様式1）により、教育委員会に提出する。

(登録)

第三条 教育委員会は、登録申請を受け、高尾山学園体験講師として登録を行う。

2 登録期間は年度末までの一年以内とする。

(派遣決定)

第四条 教育委員会は派遣要請を受け、高尾山学園体験講師として、体験講師登録者の中から派遣要請の内容に適した者の派遣を決定し、高尾山学園体験講師派遣決定通知書兼活動実績報告書（様式2）より通知する。

2 高尾山学園体験教室及び高尾山学園は、派遣決定の通知を受け、すみやかに派遣決定者への通知及び事前の調整を行う。

(活動内容)

第五条 高尾山学園体験講師は、高尾山学園校長又は、教育委員会が指定した者の指揮監督の下に、以下の職務を行う。

- ① 体験学習（講座）における、児童・生徒への体験指導。
- ② 体験学習（講座）を行うための準備等の活動。

(実績報告)

第六条 高尾山学園体験教室及び高尾山学園は体験講師による、体験指導終了後すみやかに、高尾山学園体験講師活動実績報告書（様式2の一部）を教育委員会へ提出する。

(謝礼及び、支払い方法)

第七条 教育委員会は、高尾山学園体験講師の活動に対して謝礼を支払うものとする。

2 高尾山学園体験講師の謝礼は1講座（2時間程度）あたり、下記に定める額を謝礼とする。ただし、下記に定める謝礼には、交通費、その他必要な経費を含むものとする。

1 講座につき	特別体験講師 12,000円
	一般体験講師 4,000円

3 教育委員会は、謝礼を実績報告に基づき、翌月支払うものとする。

(事故等の際の報告及び補償)

第八条 高尾山学園体験講師の活動中に事故等が発生した場合は、高尾山学園体験教室及び高尾山学園はすみやかに教育委員会に報告をした上、事故報告書を提出しなければならない。

2 事故等の補償は、教育委員会が別に定めるところにより加入した傷害保険の範囲内で、これを補償する。

(守秘義務)

第九条 高尾山学園体験講師は、体験指導等により知り得た児童・生徒や家庭に関する秘密を漏らしてはならない。

(登録の抹消)

第十条 教育委員会は、高尾山学園体験講師が次の各号に該当する場合、登録を抹消することができるものとする。

- ① 高尾山学園体験講師としてふさわしくない行為があったと認められる場合。
- ② 業務遂行に支障があり、又は堪えられないと認められる場合。
- ③ ①、②に掲げられるもののほか高尾山学園体験講師として不適格と認められる場合。

(補 則)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日に改正し、これを施行する。

